

## 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に向けた説明会を実施します

近年、台風による甚大な被害の発生など気候変動（地球温暖化）の影響が顕在化しつつあり、市民生活や事業活動に大きな影響のある喫緊の課題となっております。

本市では、令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところです。このたび、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方（案）」について、説明会を実施いたします。

### <説明会>

#### 1 日時及び会場

令和4年11月30日（水）18時30分～19時30分

オンライン・対面開催

来庁を希望される方は、川崎市役所第3庁舎15階第1～3会議室（川崎区東田町5-4）

#### 2 申込方法

令和4年11月28日（月）17時までに、下記の申込フォーム又は別添チラシの申込書によりFAXで申してください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/173294>

※オンラインの定員は90名。会場の定員は40名。定員に達した場合は先着順。

申込フォーム



#### 3 内容

- (1) (仮称)建築物太陽光発電設備等総合促進事業について
  - ・新築建築物への太陽光発電設備等の設置義務を課す制度など
- (2) (仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について
  - ・事業者の脱炭素化の取組を総合的に評価し、支援する制度

(問合せ先)  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 内田  
電 話 044-200-2865  
FAX 044-200-3921

# 説明会

1 (仮称)建築物太陽光発電設備等  
総合促進事業



2 (仮称)事業活動脱炭素化取組  
計画書・報告書制度



太陽光発電設備等促進事業って？

なぜ義務化が必要なの？

産業への取組は何するの？

会場定員

40名  
先着順

分かりやすく解説します！

11/30 [水] 18:30～19:30

※オンラインは  
先着90名まで

会場

オンライン (Zoom) 又は  
川崎市役所 第3庁舎15階第1～3会議室  
(川崎区東田町5番地4)

申込方法

参加を御希望の方は11月28日(月)17時まで  
・申込フォーム又はFAXによる申込(詳細は裏面)  
<https://logofom.jp/form/FUQz/173294>

申込フォーム



内容

- ① (仮称)建築物太陽光発電設備等総合促進事業について  
・新築建築物への太陽光発電設備等の設置義務を課す制度など
- ② (仮称)事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について  
・事業者の脱炭素化の取組を総合的に評価し、支援する制度

## 申込方法

※参加希望の方は11月28日(月)17時まで

申込フォーム



### ① 申込フォームによる申込

<https://logoform.jp/form/FUQz/173294>

又は

### ② FAXによる申込

下記申込書をご記入後、044-200-3921まで送信ください。

▼どちらかに○をお願いします。

参加方法

オンライン参加

会場参加

お名前

ご所属

(個人の方は不要です)

電話番号

メール  
アドレス

FAX

- ・定員により参加いただけない場合のみ御連絡します。
- ・会場は空席があれば、当日も先着順で参加可能です。
- ・オンライン参加者には、ZoomURLを11月25日以降、順次送付します。

## 会場の御案内



川崎市役所

第3庁舎15階第1～3会議室

(川崎区東田町5番地4)

JR川崎駅、京急川崎駅から徒歩10分

- ・ご来場の際はマスク着用にご協力をお願いします。咳や発熱などの症状がある場合は、参加をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症が発生した場合、連絡先情報を使用させていただく場合がございます。

問合せ：川崎市役所環境局脱炭素戦略推進室 両瀬・末岡

電話 044-200-2405 FAX044-200-3921 メール [30dtanso@city.kawasaki.jp](mailto:30dtanso@city.kawasaki.jp)